

仙台市水道局契約業者指名基準運用基準

(平成8年3月31日 管理者決裁)

仙台市水道局契約指名基準（平成6年6月6日管理者決裁。以下「基準」という。）第7条の規定に基づき、基準の運用基準を次のとおり定める。

基準第4条に規定する事項は、次により運用するものとする。

1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこととする。</p> <p>① 市発注工事（仙台市建設公社の発注工事並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業に係る契約を本市と締結した選定事業者が当該選定事業の実施のため発注した工事を含む。以下同じ）に係る請負契約に関し、工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められる場合</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関連行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不相当であることが明確であり、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められる場合</p>
2 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこととする。</p>
3 工事成績	<p>① 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案することとする。</p> <p>② 仙台市優良建設工事表彰要綱（昭和53年2月10日市長決裁）第2条に規定する表彰を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重することとする。</p>
4 当該工事	<p>本店、営業所等の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地</p>

<p>に対する地 理的条件</p>	<p>域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案することとする。</p>
<p>5 手持ち工 事の状況</p>	<p>工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案することとする。</p>
<p>6 当該工事 施工につい ての技術的 適性</p>	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案することとする。</p> <p>① 当該工事と同種工事について施工実績があること。</p> <p>② 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>③ 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>④ 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
<p>7 安全管理 の状況</p>	<p>市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督機関からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないこととする。</p>
<p>8 労働福祉 の状況</p>	<p>① 賃金不払いに関して、労働基準監督機関から通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないこととする。</p> <p>② 市発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結せず、又は証紙購入若しくは添付が不十分かどうかを総合的に勘案することとする。</p>
<p>9 入札金額 の積算内訳 の提出の取 扱いについ</p>	<p>左記取扱いに基づき提出を求めた入札金額の積算内訳を提出しない者及び入札金額の内訳書の内容が不備な者については、以後の指名業者の選定に当たり、当該未提出等の事実を、当該業者の評価として考慮するものとする。</p>

て（平成14 年5月31日 管理者決裁 ）に係る入札 金額の内訳 書の提出状 況	
--	--

附 則

この基準は、平成8年4月1日から実施する。

附 則（平成14年5月31日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成14年6月3日から実施する。

（経過措置）

2 この改正後の仙台市水道局契約業者指名基準運用基準の規定は、この改正の実施の日において、既に発注手続に着手した工事については適用せず、なお従前の例による。

附 則（令和年8月1日改正）

（実施期日）

1 この改正は、令和元年9月1日から実施する。